愛称賢人の采配

投資信託説明書 (交付目論見書) 2013年9月2日 (使用開始日)

メロン・オフショア・ファンズ-世界スマート債券ファンド 円投資型1310

ケイマン籍/契約型/公募/円建て 外国公社債投資信託



<管理会社>BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド

1979年12月21日ケイマン諸島において設立されました。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を行います。

資本金246,310円(2013年6月末日現在)

純資産の額 約38億9,608万円(2012年12月末日現在)

現在、管理会社は、外国投資信託および外国投資法人(2013年5月末日現在の純資産総額約6,349億円)の管理および運用を行っています。

- <投資運用会社>BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
- ファンドに関する投資運用業務を行います。
- < 副投資運用会社>スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー 投資運用会社から委託を受け、ファンドに関する副投資運用業務を行います。
- <受託会社>CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド
- ファンドに関する受託業務を行います。
- <管理事務代行会社/保管会社>SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社
- ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。
- <販売会社/代行協会員>株式会社新生銀行
- 受益証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行います。
- ●ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ●メロン・オフショア・ファンズ 世界スマート債券ファンド(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が 必要な場合は、販売会社にご請求いただければ販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされて おります。
- ●EDINET (金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(http://info.edinetfsa.go.jp/)でもご覧いただけます。
- ●この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ●この交付目論見書により行うファンドの円投資型1310受益証券(以下「円投資型1310」または「受益証券」といいます。)の募集については、管理会社は、 金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年8月16日に財務省関東財務局長に提出し、また、同法第7条の規定により有価証券届出書 の訂正届出書を平成25年8月27日に関東財務局長に提出しており、平成25年9月1日にその届出の効力が生じております。

重要事項

ファンドは、主に外貨建の債券等を投資対象としています。 ファンドの受益証券 1 口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられた債券等の値動き、為替相場の 変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドに組入れられた債券等は、その発行者等の経営・財務状 況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあ ります。したがって投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券 1 口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の主な変動要因については、後記の「主なリスク要因」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的、投資方針および主な投資対象

ファンドの投資目的は、分散された債券(その派生商品を含みます。)のポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することです。ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは米ドル以外の通貨建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれます。

投資運用会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で以下に掲げる資産から構成される分散されたポートフォリオに主として投資することにより、かかる投資目的の達成を追求します。

<主な投資対象資産>

不動産担保証券 各国政府が直接 資産担保証券 政府機関債 国際機関債 社 債 発行した国債 (MBS) (ABS) 不動産抵当証券 商業不動産担保 債権担保証券 短期金融商品 派生商品 担保債券 (CMO) 証券 (CMBS)

信用格付

副投資運用会社が投資する債券の信用格付は、以下のとおりとします。

	S&P	ムーディーズ	その他の有力格付機関
ポートフォリオの加重平均格付	A- 格	A3 格	左記と同等以上の格付
買付時	CCC 格	Caa2 格	左記と同等以上の格付

為替取引

米ドル (ファンドのポートフォリオの表示通貨) とファンドが投資している米ドル以外の通貨建ての資産の投資対象通貨との間における為替変動リスクをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行う予定です。

上述の為替へッジ取引のほか、副投資運用会社は、追加収益の獲得を目指して、その絶対の裁量において、限定的な態様で、米ドル以外の通貨(米ドル以外の投資対象通貨を含みますが、これに限りません。)においてその他の、または追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがあります。

その結果、ファンドは、個別の米ドル以外の通貨および/または米ドル以外の通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがあります。 ファンドの米ドルに対するエクスポージャーは、純資産総額を超えることがあります。

前段落に記載する為替取引による為替エクスポージャーを除くほか、管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを低減させ(ただし、完全に排除するものではありません。)、日本円(円投資型受益証券の表示通貨)に対する米ドル(ファンドの表示通貨)の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行う予定です。

本書の日付現在、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが一部の為替取引を管理および監視する為替管理会社に選任されております。当該一部分の為替取引は、事前に管理会社が選択した一定の時刻にザ・WM・カンパニー・ピー・エル・シー(ベンチマークレート提供会社)がロイター上に公表するスポット・レートまたはその他のベンチマーク・レートに、事前に合意された通貨管理スプレッドによる調整が行われて値決めされると、管理会社は考えています。参照レートが公表されない場合等においては、他の市場レートに基づくスポットのビッドとアスクのレートが使用されます。

[※]ファンドは、上記に限らず、多様な債券および他の債務証券(これらは、固定利付または変動利付のものであることがあります。)に対して投資することがあります。

ファンドの目的・特色

外国為替取引の相手方は、複数となることがあります。本書の日付現在、日本円と米ドルとの間の為替ヘッジ取引において、ヘッジ取引の相手方として、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが含まれることがあります。

(市況などの状況により)ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

※為替取引に関する詳細や注意点については、P5の「投資リスク — 外国為替市場とヘッジ」の項目で必ずご確認ください。

主な投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれも、ファンドに関して以下の制限が課されています。

(a)株式には投資できません。

ファンドは公社債投信に分類されているため、会社型の集団投資スキームを含めいかなる種類の株式も取得することはできません。

- ※ただし、株式に投資しないものであれば投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第4項で 定義される「証券投資信託」や投信法第2条第22項で定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するものにつ いては、この限りではありません。
- (b)証券取引所に上場されていない、または流動性に欠ける資産への投資は、当該資産の時価総額が直近で入手できる純資産総額の15%を超えないものとします。
 - ※ただし、当該資産の評価方法が付属書類または目論見書(英文)にて明確に開示されている資産に関しては、この制限は適用されません。

ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資することもできません。

- ※ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(適宜改正または代替されます。)に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。この場合の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
- (c)ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りはできません。
- (d)有価証券(デリバティブを含む)以外への投資はファンド資産価値の50%までに制限されています。

有価証券(デリバティブを含む)以外の資産とは、(i)金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」※の定義に該当しない資産、または(ii)当該有価証券に関連する金融商品取引法第28条第8項第6号で定義される「デリバティブ」の定義に該当しない資産を指します。これら資産の構成比がファンド資産価値の50%超となる場合、その投資対象を取得または追加取得することはできません。

- ※同法第2条第2項により有価証券とみなされる同項各号に掲げられた権利を除きます。
- (e)自己またはその取締役との取引はできません。
- (f)以下に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れはできません。

ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、借入総額は借入れ時の純資産総額の10%を超えないことを条件とします。

※ただし、ファンドと別の投資信託またはその他の種類の集団的投資スキームとの合併等の特殊な状況においては、一時的に(いかなる場合であっても12か月を超えないものとします。)かかる制限を超過することができます。

株式、転換社債、ワラント、新株予約権付社債およびその他の株式関連証券への投資は禁止されており、ファンドの 勘定で管理会社、投資運用会社または副投資運用会社が無償割当その他何らかの理由で当該証券を取得した場合、 管理会社、投資運用会社または副投資運用会社(場合によります。)は、可能な限り速やかに当該証券を売却するための 措置を講じます。

ファンドの目的・特色

運用体制

投資運用会社: BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託しています。

副投資運用会社:スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託しています。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社です。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めています。

同社は、クレジット債券(社債等)運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の一つであり、その他にも米国ハイイールド債(1998年運用開始)、米ドル建てエマージング債(1991年運用開始)、現地通貨建てエマージング債(1993年運用開始)など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っています。

運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2013年6月末日現在、債券運用のみに特化する131名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えています。

2013年6月末日現在で1,628億米ドル(約15兆9,674億2,400万円)以上の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっています。

(注)米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2013年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=98.08円)によります。

分配方針

原則として、毎年4月および10月の15暦日(営業日でない場合はその直後の営業日)(以下「分配基準日」といいます。)時点で円投資型1310を保有する受益者に対して分配が行われます。

2014年10月15日の分配基準日まで、分配は行われません。

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間(以下「現分配期間」といいます。)において管理会社が決定した金額を関連する分配支払日に受益証券の各受益者に分配します。分配金は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配金の額は定期的に見直されます。

受益証券1口当たり分配金は、1円未満の端数を切り捨てて計算されます。

(注)「営業日」とは、ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者がすべて営業を行う日(土曜日または日曜日を除きます。)、またはファンドに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点にご留意ください。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因は、次のとおりですが、以下の記述以外のリスク要因もありますので、ご留意ください。 詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

主なリスク要因

受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。管理会社/またはその委託先は、ファンドの投資目的や投資制限の範囲内で損失を最小限に抑えられると考える投資戦略を実行する予定ですが、そのような戦略が実行されない場合や実行されても成功を収められない場合があります。投資者は、ファンドに対する投資のすべてまたは多くの部分を失う可能性があります。

①債券等のリスク

A.債券の一般的なリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク(信用リスク)を伴うほか、金利感応度、発行体の信用力についての市場での評価および市場全体の流動性等の要因により価格が変動すること(市場リスク)があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合(または支払うことができないと思われる場合)、当該 債券の価値の評価は困難になります。したがって、このような債券の評価は概算になり、評価者によって異な ることがあります。 流動性のある取引市場がない債券の場合、その債券の適正価格を決定できないことが あります。

信用格付機関が債券に付与した格付は、債券の市場価格の変動性や流動性の評価を織り込んだものではありません。債券の格付が投資時点より引下げられた場合でも、必ずしも売却するとは限りません。

債券の価格は、金利の変動に基づき変化することがあります(金利変動)。一般的に、金利上昇時には、債券の価格は下落し、金利低下時には、債券の価格は上昇する傾向にあります。債券の価格変動は、債券の残存期間および発行条件を含む多くの要因に依存します。

B.各債券等に特有のリスク

i) ソブリン債

政府およびその機関が発行した債務証券(ソブリン債)をファンドで買付けることがあります。新興国市場における政府の発行体によって発行される商品(ソブリン債)への投資には、重大な経済上および政治上のリスクを伴うことがあります。

ファンドで投資するソブリン債務証券の発行体は、その対外債務を返済する際に困難な状況に陥ることがあります。こうした場合、これらの国々は、債務の元利金の返済の繰延べ、および特定の負債の再編を余儀なくされることがあります。

ii)新興国市場の債券

ファンドで、新興国市場の有価証券が買付けられることがあります。新興国市場への投資には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきです。それらのリスクには、(a)接収、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性、不安または不確実性のリスクが大きいこと、(b)現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格および/または市場の変動性が大きいこと、(c)国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限、および投資元本の本国送金への制限など、投資機会が制限される場合があること、(d)開示、コーポレート・ガバナンス、監査および財務報告書の水準が低いこと、ならびに(e)

投資リスク

民間資本による投資または外国資本による投資、私有財産、受託者責任および投資者保護に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれます。

iii) 非投資適格債券

インカム収入を追求するため、直接または間接に非投資適格債券(※)がファンドで買付けられることがあります。そのため、信用リスクが増大した場合、長期的な資産の成長を追求するという投資目的が達成されない可能性があります。

※S&PによるBBB格未満もしくはムーディーズによるBaa格未満またはその他の有力格付機関による同等の格付 未満の債券をいいます。

ファンドで保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況か一般的な経済情勢のどちらか、またはその両方が悪化した場合、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体の元利金を支払う能力が損なわれる可能性が高くなります。 このような債券には、一般に大きな債務不履行リスクが伴い、このようなリスクは、投資対象の元本価値に影響を及ぼすことがあります。

iv)証券化商品

副投資運用会社は、住宅ローン担保証券、商業用不動産担保証券、自動車ローンまたはクレジットカード 債務等の契約上の債務の集合体(※)に対して投資することがあります。証券化商品に対する投資には、期 限前償還のリスク、金利リスク、モラルハザードリスクおよび債権回収業者のリスクを伴うことがあります。

※債務を組み合わせて、債券、パススルー証券または不動産担保証券(本項で、総称して「証券化商品」といいます。) の形態で販売されています。

v)派生商品

副投資運用会社は、ファンドの投資戦略を実行するため、様々な派生商品取引(※)において適切なポジションをとることができます。

※先物、先渡、オプションおよびスワップを含みますがこれらに限りません。

派生商品では取引を実行する際に支払う金額や預託する金額に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によって、これら取引のために支払ったり預託した金銭を失うだけでなく、ファンドはその金額を上回る損失を被ることがあります。

また金利の変動は、副投資運用会社がファンドのポートフォリオで投資または空売りする派生商品の価値および価格決定にも影響を及ぼすことがあります。

②期限前償還のリスク

すべての不動産担保証券には、個別の借入人がいつでも違約金なしで返済を行うことができるように定められた期限前償還条項による繰上返済のリスクがあります。 繰上返済の水準によっては、不動産担保証券の全体的な残存期間および価額に対して、重大な悪影響が及ぶことがあります。 繰上返済は、金利の影響を受けるため、他の債券にはない追加の金利リスクが発生することになります。

③外国為替市場とヘッジ

i) 為替ヘッジ

米ドル (ファンドのポートフォリオの表示通貨) と米ドル以外の投資対象通貨 (※1) との間における為替リスクを回避するため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行う予定ですが、追加収益の獲得を目的に、米ドル以外の通貨 (※2) について、その他のまたは追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがあります。 その結果、ファンドは、米ドル以外の個別通貨や米ドル以外の通貨全体におけるネット・ロングまたはネット・ショートのポジションを採ることがあります。 また、ファンドは、米ドルに対して、純資産総額を超えるエクスポージャーを採ることがあります。

上述のような為替取引に伴う通貨エクスポージャー以外について、管理会社やその委託先は、為替リスクを低減させて(※3)対円での米ドル下落から円投資型1310の価値を保護することを目的に、為替ヘッジ取引を行う予定です。管理会社やその委託先は、円投資型受益証券の純資産総額に関して、日本円と米ド

投資リスク

ルとの間の為替変動に対して円投資型1310が採っているエクスポージャーをフルヘッジすることを目指しますが、このようなエクスポージャーを完全に排除することはできません。

このような対円での米ドル・ヘッジ取引を行う範囲において、米ドルが対円で上昇した場合でも、円投資型1310の基準価額がこれに対応して上昇しないことにご留意ください。

また、日本円の金利が米ドルの金利よりも低い場合、この金利差は、円投資型1310の受益者にとって ヘッジコストとなります。日本円の金利が米ドルの金利よりも高い場合には、この金利差は円投資型1310 の受益者にとってヘッジ収益となります。

- ※1:ファンドが投資する米ドル以外の資産における表示通貨
- ※2:米ドル以外の投資対象通貨を含みますが、これらに限られません。
- ※3:ただし、為替リスクを完全に排除するものではありません。

ii) 外国為替市場

外国為替市場は、変動が非常に大きく、極めて専門的で、かつ非常にテクニカルな市場です。このような市場では、流動性や価格変動等の重大な変化が極めて短かい期間で発生することがあり、数分間で発生することも少なくありません。 外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利リスクおよび現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性があります (ただし、これらに限られません)。

④取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違(正当な根拠をもって主張されるものとは限りません。)または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。

5投資ポートフォリオの流動性

比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがあります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター (投資の前提条件)とを比較し、投資運用会社に定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築 は副投資運用会社により適切に評価されます。

運用実績

ファンドの円投資型1310は2013年10月31日から運用を開始するため、投資有価証券の主要銘柄、純資産総額 および受益証券1口当たり純資産価格の推移、分配の推移ならびに収益率の推移については、該当事項はありません。

お申込みメモ

ご購入の申込期間	2013年9月2日(月曜日)から2013年10月30日(水曜日)まで (注)ファンドは、米国の市民、居住者もしくは法人、またはケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない方に 限り、ご購入できます。詳細は、請求目論見書の適格投資家に係る記載をご参照ください。
ご購入(お申込み)単位	1口以上1口単位
ご購入(お申込み)価格	受益証券1口当たり1万円
ご購入(お申込み)代金	2013年10月30日までに、申込金額をお支払いください。
ご換金(買戻し)単位	1口以上1口单位
ご換金(買戻し)価格	原則として買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格 円投資型1310の存続期間中(ただし、2018年10月31日を除きます。)のご換金の場合には、条件付 後払申込手数料がかかります。 なお、「買戻日」とは、設定日の翌営業日に開始する各営業日またはファンドに関し管理会社が随時決定 するその他の日をいいます。
ご換金(買戻し)代金	販売会社は、買戻日(換金請求日)から起算して日本における9営業日目から、買戻代金を支払います。 なお、買戻日(換金請求日)の日本における翌営業日が、通常、国内約定日(販売会社が換金注文の成立 を確認した日)となります。
申込締切時間	原則として、午後2時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みについての販売会社所定の事務手続が 完了したものを当日のお申込み受付分とします。
ご換金(買戻し)制限	クローズド期間はありません。 いずれかの買戻日に受領した買戻請求書がすべての発行済受益証券口数の10%を超える場合、管理 会社は、関連する買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を換金するまで、 当該買戻日およびその後の買戻日に受益証券の買戻しを行わない旨を決定することができます。その 際、当該受益証券は、かかる換金が完了した直後の買戻日における受益証券1口当たり純資産価格に相 当する買戻価格で買い戻されます。
購入・換金(買戻し)申込 受付の中止・取消し	管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の算定ならびに当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、買戻代金の支払期間を延長することができます。 (a)ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖(通例の週末および休日の休場を除きます。)、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間 (b)ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間 (c)投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合 (d)ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間
信託期間	円投資型1310の存続期間は、5年間です(円投資型1310の発行日は、2013年10月31日です。)。 発行日から5年後の応当日(2018年10月31日)(当日が営業日でない場合は、直前の営業日)において 強制的買戻しによって終了します。 ファンドの信託期間は、メロン・オフショア・ファンズの基本信託証書の締結日(2003年10月14日)より150年間 (なお、円投資型1310の設定日は2013年10月31日です。)

繰上償還	ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがあります。 (a) ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合 (b) ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合 (c) 受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、代わりの受託会社を選任できなかったか、またはかかる選任を確保できなかった場合 (d) 管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、またはかかる選任を確保できなかった場合 (d) 管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、またはできるが強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、代わりの管理会社を選任できなかったか、またはかかる選任を確保できなかった場合 (e) 適用法により要求される場合 (注) ファンドの終了において受益証券に関して手数料が課される場合があります。詳細は、後記「手続・手数料等」の「ファンドの終了において受益証券に関して手数料が課される場合があります。詳細は、後記「手続・手数料等」の「ファンドの終了において受益証券に関して手数料が課される場合があります。詳細は、後記「手続・手数料等」の「ファンドの表」においての販売会社の職務が、管理会社による後任の代行協会員の選任がなされずに終了した場合 (b) ファンドの純資産総額が1,000万米ドルを下回った場合で、管理会社がファンドの終了を決定した場合 (c) ファンドの純資産総額が1,000万米ドルを下回った場合で、管理会社がアッンドの終了を決定した場合 円投資型1310の終了
決算日	毎年11月30日
分配	受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間において管理会社が決定した金額を受益証券の各受益者に分配します。分配金は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配は、4月および10月の15暦日(営業日でない場合はその直後の営業日)時点で受益者名簿に登録されている円投資型1310の受益者に対して行われます。初回は2014年10月を予定しています。
信託金の限度額	信託金の限度額は、特に定めがありません。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了(毎年11月30日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過、およびファンドが保有する資産の内容などを記載した運用報告書を作成します。 運用報告書は、販売会社を通じて投資者にお渡しします。
課税関係	本書の日付現在では、課税上は公募外国公社債投資信託として取扱われます。
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です(開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。)。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
ご購入(お申込み)手数料	購入時の申込手数料はかかりません。ただし、円投資型1310の存続期間中(ただし、2018年10月31日(当日が営業日でない場合は、直前の営業日)を除きます。)のご換金の場合には、下記の条件付後払申込手数料がかかります。			
	条件付後払申込手数料は、購入価格に下記の表の料率をかけて算出されます。本書の日付現在では、日本の消費税および地方消費税は条件付後払申込手数料に対して課せられません。			
	買戻日(換金請求	日)	条件付後払申込手数料	
	2014年10月30日	日まで	<u>3.00%</u>	
	2014年10月31日から2015年10月30日まで		<u>2.50%</u>	
	2015年10月31日から2016年10月30日まで		<u>2.00%</u>	
- 15 A (m-1) - W (m)	2016年10月31日から2017年10月30日まで		<u>1.50%</u>	
ご換金(買戻し)手数料 (条件付後払申込手数料)	2017年10月31日から2018 (注1)投資者は、買戻価格から条件付後		<u>1.00%</u>	
	(注2)ファンドがファンド決議により終了するか、受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、管理会社が別途その裁量により決定する場合を除き、発行済受益証券(ファンドの終了、または管理会社の解任および後継管理会社の指名につき反対の投票をした受益者が保有する受益証券を含みます。)のすべてに(ファンドの終了または管理会社の解任および後継管理会社の指名が効力を生じた日に買い戻されたものとして取り扱われ)条件付後払申込手数料(もしあれば)が課されます。受益者決議によって管理会社が解任され後継管理会社が指名される場合は、(a)条件付後払申込手数料は当該時点で発行済の受益証券のすべてに対して課され、(b)その後は各発行日から5年未満の期間に行われる受益証券の買戻しに対しては、条件付後払申込手数料は課されません。 (注3)円投資型1310の終了まで保有した場合、条件付後払申込手数料はかかりません。			
信託財産留保額	該当ありません。			
投資者が信託財産で間接	ーーーーーーーーーーーーー 的に負担する費用			
管理報酬等	日々の純資産総額に対して、年率1.87%を乗じた額がファンド資産より控除されます。以下はその内訳であり、年率表示です。			
管理・投資運用報酬	0.63%	代行協会員報酬	0.20%	
販売報酬	0.30%	販売管理報酬	0.64%	
管理事務代行報酬	0.05%	保管報酬	0.05%	
受託報酬	日々の純資産総額に対して、 年率0.01% (ただし、最低年間報酬額を10,000米ドル		 額を10,000米ドル とします。)	
その他の費用・手数料	以下のその他の費用がファンド資産 ・取引手数料 ・目論見書の作・監査費用 ・税金 上記のその他の費用は、ファンドより 運用状況等により変動するものであ	成、印刷費用・弁護士・ファン ・ファン)実費として間接的にご負担い	ドの設立費用等 ただきます。その他の費用については、	

・上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるほか、受益証券の保有期間に応じて異なるため、これらを合計した料率もしくは上限額等を表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時および償還時	所得税および住民税	利子所得として課税 分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して 20.315%
換金(買戻し)時	所得税および住民税	非課税

- ・上記は、2013年7月31日現在のものです。2016年1月1日以後は、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%の所得税および住民税が課せられます。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。